

広島県病院事業管理規程第二号

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第七項及び第八項並びに同法附則第四百四十一条の規定の適用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(補則)

第十六条 この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(広島県病院事業事務委任規程の一部改正)

第二条 広島県病院事業事務委任規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 院長の一週間以内の休暇の承認並びに職員の休暇の承認及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定

(広島県病院事業決裁規程の一部改正)

第三条 広島県病院事業決裁規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「及び休暇の承認」を「、休暇の承認及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条第七項の規定による年次有給休暇の時季指定」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。